

1. 平成 21 年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

機構が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価の実施体制

評価の実施に当たり、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者、法曹関係者及び社会、経済、文化その他の分野からの学識経験者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を行う評価部会及び教員の授業科目適合性の調査を行う教員組織調査専門部会を編成しました。

また、本評価で適格認定を受けられなかった法科大学院が、満たしていないと判断された基準に限定して行った自己評価について、具体的な評価を行う追評価専門部会を編成しました。

3 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 法科大学院における自己評価

各法科大学院は、自己評価実施要項に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

追評価においては、各法科大学院は、自己評価実施要項に従って、本評価で満たしていないと判断された基準に限定して自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 基準ごとに、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにしました。

追評価においては、本評価で満たしていないと判断された基準について、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにしました。

- ② 章ごとに、基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行いました。

追評価においては、本評価で満たしていないと判断された基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行いました。

- ③ 評価の結果、すべての基準を満たしている場合に、評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、また、1つでも満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、その旨を公表しました。

追評価においては、評価の結果、本評価で満たしていないと判断された基準を満たしている場合には、先の評価と併せて、評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、その旨を公表しました。なお、1つでも満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、その旨を公表することとしています。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、自己評価実施要項に基づき各法科大学院が作成した自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等の分析に基づいて行い、また訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できなかった内容等を中心に調査を行いました。

なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて実施することとしています。

5 評価のスケジュール

(1) 本評価

- ① 機構は、平成20年6月から8月にかけて、平成21年度に申請を希望する法科大学院関係者に対し、評価の仕組み、方法などについて説明会を実施しました。
- ② 機構は、平成20年6月から8月にかけて、平成21年度に申請を希望する法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価の方法について説明を行うなどの研修を実施しました。
- ③ 機構は、平成20年7月から9月にかけて、申請を受け付け、最終的に以下の3法科大学院の評価を実施することとなりました。
- 国立大学（3法科大学院）
 - ・ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
 - ・ 信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻
 - ・ 静岡大学大学院法務研究科法務専攻
- ④ 機構は、平成21年6月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。
- ⑤ 機構は、平成21年6月末までに、対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査）
	評価部会の開催（基準ごとの判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び役割分担の決定）
	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
10～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）

⑥ 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成 22 年 1 月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果（案）を決定し、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知しました。

⑦ 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設けた後、平成 22 年 3 月の運営連絡会議、評価委員会での審議を経て評価結果を確定しました。

(2) 追評価

① 機構は、平成 21 年 5 月から 6 月にかけて、以下の 3 法科大学院の申請を受け付け、追評価を実施することとなりました。

○ 国立大学（1 法科大学院）

- ・ 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

○ 私立大学（2 法科大学院）

- ・ 同志社大学大学院司法研究科法務専攻
- ・ 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

② 機構は、平成 21 年 8 月末までに、対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の追評価は、次のとおり実施しました。

21年9月	<p>書面調査の実施</p> <p>教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査）</p> <p>追評価専門部会の開催（本評価で満たしていないと判断された基準についての判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討、書面調査による分析結果の整理、訪問調査の実施の有無の決定）</p> <p>運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各追評価専門部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定、訪問調査の実施の有無の決定）</p>
12月	追評価専門部会の開催（評価報告書原案の作成）

③ 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成 22 年 1 月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果（案）を決定し、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知しました。

④ 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設けた後、平成 22 年 3 月の運営連絡会議、評価委員会での審議を経て評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成 21 年度に本評価を実施した 3 法科大学院のうち、2 法科大学院が評価基準に適合しており、1 法科大学院が適合していないとする評価結果となりました。

また、平成 21 年度に追評価を実施した 3 法科大学院のすべてが、先の評価と併せて、評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

(1) 本評価

評価基準に適合している法科大学院（2 法科大学院）

- ・ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
- ・ 信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻

評価基準に適合していない法科大学院（1 法科大学院）

- ・ 静岡大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 追評価

先の評価と併せて評価基準に適合している法科大学院（3 法科大学院）

- ・ 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
- ・ 同志社大学大学院司法研究科法務専攻
- ・ 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

7 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

（1）法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
上 田 廣 一	上田廣一法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	学習院大学教授
洪 谷 卓 司	法務省法務総合研究所総務企画部付
瀧 澤 泉	司法研修所教官
滝 澤 正	上智大学教授
館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
龍 岡 資 晃	学習院大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
永 井 和 之	中央大学総長・学長
中 森 喜 彦	近畿大学教授
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
長谷部 恭 男	東京大学教授
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
安 永 正 昭	近畿大学教授
山 本 和 彦	一橋大学教授
吉 本 高 志	大学入試センター理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
○井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
加藤哲夫	早稲田大学教授
滝澤正	上智大学教授
舘昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
◎田中成明	関西学院大学教授
棚村政行	早稲田大学教授
土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
中森喜彦	近畿大学教授
長谷部恭男	東京大学教授
深田三徳	同志社大学教授
三井誠	同志社大学教授
村中孝史	京都大学教授
安永正昭	近畿大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

天野佳洋	京都大学教授
岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
奥岡直子	愛知大学教授
岸日出夫	司法研修所教官
小林量	名古屋大学教授
酒巻匡	京都大学教授
武井康年	広島総合法律会計事務所弁護士
浜川清	法政大学教授
◎山中至	熊本大学教授
○吉田克己	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

大塚浩之	読売新聞東京本社論説委員
坂本順彦	甲南大学教授
○潮見佳男	京都大学法科大学院長
渋谷秀樹	立教大学大学院法務研究科委員長
嶋津格	千葉大学理事
◎滝澤正	上智大学教授
徳田和幸	同志社大学教授
長井長信	北海道大学教授
宮城哲	当山法律事務所弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会追評価専門部会

(第1部会)

天野佳洋	京都大学教授
岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
奥岡直子	愛知大学教授
岸日出夫	司法研修所教官
小林量	名古屋大学教授
酒巻匡	京都大学教授
武井康年	広島総合法律会計事務所弁護士
浜川清	法政大学教授
◎山中至	熊本大学教授
○吉田克己	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

大塚浩之	読売新聞東京本社論説委員
坂本順彦	甲南大学教授
○潮見佳男	京都大学法科大学院長
渋谷秀樹	立教大学大学院法務研究科委員長
嶋津格	千葉大学理事
◎滝澤正	上智大学教授
徳田和幸	同志社大学教授
長井長信	北海道大学教授
宮城哲	当山法律事務所弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長

(5) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	立教大学教授
○磯村保	神戸大学教授
奥田正昭	司法研修所教官
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
渋谷卓司	法務省法務総合研究所総務企画部付
平覚	大阪市立大学教授
田中成明	関西学院大学教授
中森喜彦	近畿大学教授
野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
◎三井誠	同志社大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長